

**精神科救急医療体制整備事業
報告様式の記載マニュアル
【都道府県・指定都市担当者の方へ】**

精神科救急医療体制整備事業（以下「本事業」）の報告については、本事業実施要綱の第4に基づき、国が指定している統一様式を用いて作成・報告する必要があります。今般、報告様式の見直しに併せて、報告様式の記載マニュアルを更新いたしましたので、報告の作成に当たりご活用下さい。

「精神科救急医療体制整備事業報告様式の記載マニュアル」は、精神科救急医療体制整備事業に係る実績報告の実務担当者に向けた以下の3部から成ります。

【都道府県・指定都市担当者用】（本マニュアル）

【医療機関用】

【精神医療相談窓口・精神科救急情報センター用】

1. 報告様式の全容

（1）「精神科救急医療体制整備事業・施設月報」（様式1）

本事業において都道府県知事又は指定都市市長が指定する精神科救急医療施設（以下「医療施設」と略記）が、本事業の対象となった救急診療のうち、指定された項目（受診日、受診時間帯、受診経路、受診前相談による受療調整、帰結の5項目）について1事例1行に情報を記録していく表です。1か月分のデータがまとまったところで、医療施設から行政担当者に報告してもらいます。この施設月報が、以下の様式2～3の基本情報になります。

（2）「精神科救急医療体制整備事業・月報（集計表）」（様式2）

行政担当者が、毎月、医療施設から報告される施設月報のデータについて、精神科救急医療圏域（以下「圏域」と略記）を付記した上で、医療施設別に集計する月報です。完成版を翌年度4月末までに遅滞なく、厚生労働省精神・障害保健課に提出して下さい。

（3）「精神科救急医療体制整備事業・全域年報」（様式3）

様式2の各月の実績合計値を月毎に記録して行く全域の年報です。毎月更新される表を「累計版」、1年分のデータが書き込まれた表を「完成版」と呼びます。完成版を翌年度の4月末までに遅滞なく、厚生労働省精神・障害保健課に提出して下さい。

（4）「精神科救急医療体制整備事業・精神医療相談事業年報」（様式4）

本事業に係る精神医療相談事業の実績件数を月別に集計した年報です。毎日の相談記録に基づいて、夜間および休日日中に受けた相談の月間件数、1か所の医療機関への連絡で応需された件数などを毎月記録していくものです。

毎月更新される表を「累計版」、1年分のデータが書き込まれた表を「完成版」と呼びます。完成版を翌年度4月末までに遅滞なく、厚生労働省精神・障害保健課に提出して下さい。

(5) 「精神科救急医療体制整備事業・精神科救急情報センター事業年報」(様式5)

本事業に係る精神科救急情報センター事業の実績件数を月別に集計した年報です。毎日の相談記録に基づいて、夜間および休日日に受けた相談の月間件数、1か所の医療機関への連絡で応需された件数などを毎月記録して行くものです。

毎月更新される表を「累計版」、1年分のデータが書き込まれた表を「完成版」と呼びます。完成版を翌年度の4月末までに遅滞なく、厚生労働省精神・障害保健課に提出して下さい。

(6) 「精神科救急医療体制整備事業・精神科救急医療圏域情報」(様式6)

貴自治体が定める精神科救急医療圏に関する情報を記載するものです。精神科救急医療圏域1つにつき1シート作成してください。当該圏域に含まれる市区町村名、自治体で把握している圏域内の医療機関、医療施設区分、設置主体および精神科救急医療施設名と本事業における施設類型(常時対応型施設、病院群輪番型施設、身体合併症対応施設、外来対応施設)を記載して、翌年度の4月末までに遅滞なく、厚生労働省精神・障害保健課に提出して下さい。なお、様式6は全12シート準備していますが、貴自治体の圏域数に合わせて作成いただき、使用しないシートは何も入力しないようお願いします。

(7) 「精神科救急医療体制整備事業・連絡調整委員会運営事業年報等」(様式7)

貴自治体において開催する連絡調整委員会及び検討部会の開催回数、メンバー、議題等を記載して翌年度の4月末までに遅滞なく、厚生労働省精神・障害保健課に提出して下さい。

2. 各報告様式の流れ

(1) 関係機関への様式の配布と記載の説明

関係各機関に該当する報告様式と記載マニュアルを配布して下さい。すなわち、

- ・様式1と医療施設向けマニュアルは、各医療機関へ、
- ・精神医療相談事業を実施している場合は、様式4と受診前相談向けマニュアルを当該事業の窓口機関へ、
- ・精神科救急情報センター事業を実施している場合は、様式5と受診前相談向けマニュアルを当該事業の窓口機関へ、それぞれ配布して下さい。

(2) 報告様式への記録と年報の集計

各医療施設には様式1を、受診前相談窓口には様式4、5を、順次記録してもらいます。

様式1については、1か月分のデータが揃ったところで、翌月の第2週末頃を目途に、行政担当者へ提出してもらいます。受け取った行政担当者は、各医療施設からの様式1の合計値を転記して、様式2(月報(集計表))を作成します。また、様式2の合計値を転記して、様式3(全域年報)を作成します。

様式4、5については、当該事業の窓口機関が毎月記録し、最新の累計版を翌月の第2週末頃を目途に、行政担当者へ提出してもらいます。

(3) 厚生労働省への報告

ここまでの手順が毎月遂行されれば、翌年度の初め頃には、当該年度の全データが書き込まれた様式2～5の完成版が作成されます。また、当該年度当初における精神科救急医療圏域情報を様式6に記載して下さい。様式6は圏域の数だけシートがありますが、様式4および5は各1シートです。行政担当者は、当該年度1年間分の2～7の様式を、翌年度の4月末までに遅滞なく、厚生労働省精神・障害保健課へ電子メールにて提出して下さい。

様式1は空床確保料等の支払いのための資料として、様式2は貴自治体内での本事業の実績報告資料等としてご活用下さい。

3. 様式2、3、6、7の記載要領

(1) 報告の対象

報告の対象となるのは、貴自治体が定める本事業の対象事例のうち、夜間および休日日中に診療を開始した事例に限ります。本報告で定める夜間及び休日とは、本事業実施要綱第3の4の(1)で定める通り、夜間とは午後5時から翌日午前8時30分まで(午前8時30分に診療を開始した事例は含みません。)をいい、休日日中とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日、年末年始の日、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日の午前8時30分から午後5時まで(午後5時に診療を開始した事例は含みません。)と定義します。この点を常にご確認願います。

(2) 「精神科救急医療体制整備事業・月報(集計表)」(様式2)の作成

- ・貴自治体内の圏域名及び医療施設名を左端の列に記入して下さい。
- ・各圏域内の医療施設から毎月第2週末頃に報告される様式1の完成版(1か月分のデータ)のうち、各列の合計値を、様式2の中の各医療施設の行に転記して下さい。
- ・転記する項目は、様式1の項目と全く同じです。
- ・様式1の提出が遅れる医療施設があれば、督促して下さい。また、「受診時間帯」、「受診経路」、「帰結」のそれぞれの合計数と受診時間帯別の合計数が月間の受診者総数と一致しない場合は、医療施設に問い合わせして下さい。

(3) 「精神科救急医療体制整備事業・全域年報」(様式3)の作成

- ・様式2の月報が完成したら、その都度、最終行の合計値を様式3の当該月の欄に転記して下さい。

(4) 「精神科救急医療圏域情報」(様式6)の作成

- ・まず、当該年度の4月1日現在、当該圏域内に含まれる市区町村名を「圏域内の市区町村」欄に記載して下さい。
- ・「精神科救急医療体制整備事業への参加の有無を問わず、自治体で把握している圏域内の医療機関数」については、精神科救急体制整備事業への参加の有無を問わず、自治体で把握している圏域内の医療機関数を集計し、当該圏域の医療機関数をそれぞれの医療施設区分毎(A～D)に記載して下さい(集計上の要件は、自治体のご判断となります)。
- ・「Dの集計における具体的な要件」については、Dの診療所数において、集計上の具体的な要件をご入力ください(記入例：●●科を標榜する診療所数の合計)。
- ・「応急入院指定病院数」を記載して下さい。
- ・圏域内の「精神科救急医療体制整備事業参画施設名」を列記し、各施設が所在する

【令和5年度以降版：都道府県・指定都市担当者用】

市区町村名を記載して下さい。市区町村名以外のデータは不要です。

- ・次に、参画する各施設の、「医療施設区分」、「設置主体」、「施設類型」の区分について、以下のとおり、それぞれ該当する項目に半角数字の1を入力してください。
- ・医療施設区分は次のとおりです（**複数回答不可**）。
A：大学附属病院（※1）、B：大学附属病院以外の総合病院（※2）、C：それ以外の病院、D：診療所

（※1）国立大学法人を含む

（※2）内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院（医師16：1、看護職員3：1、薬剤師70：1）

- ・設置主体は次のとおりです（**複数回答不可**）。
①：公的病院（開設者が国、公的医療機関、社会保険関係団体）（※3）、②：①以外の指定病院（※4）、③：①以外の非指定病院

（※3）開設者における分類区分の詳細については、様式6の参考資料をご参照ください。

（※4）精神保健福祉法第19条の8に基づく指定を受けた精神科病院を指します。

- ・「各医療施設の本事業における類型」は次のとおりです（**複数回答可**）。
「常時対応型施設」「病院群輪番型施設」「身体合併症対応施設」「外来対応施設」の中から選択して下さい。同一施設が複数の類型に指定されている場合もあります。
※ 外来対応施設とは、診療所のように入院設備を持たないか、あるいは入院設備はあっても本事業では外来診療のみに限定している医療施設を指し示します。入院と外来の双方に対応できる施設の場合は、常時対応型施設又は病院群輪番型施設のいずれかを選択して下さい。
※ 常時対応型施設と病院群輪番型施設の重複は、常時対応型施設でありながら、病院群輪番型施設として当番表にも参加する場合に重複選択して下さい。

(5) 「精神科救急医療体制整備事業・連絡調整委員会運営事業年報」(様式7)の作成

- ・貴自治体において当該年度内に開催した連絡調整委員会及び検討部会の協議内容等について、年報を作成していただきます。No. 1～3の報告項目については、該当するものに「○」を付し、名称・回数等記載が必要な場合は記載してください。No. 4の報告項目については、連絡調整委員会等において議論された内容をそれぞれ具体的に記載してください。